

# 横浜女学院 中学校 高等学校 P T A規約

## 第一章 名 称

第一条 本会は横浜女学院中学校・高等学校P T Aと称する。

## 第二章 目 的

第二条 本会は左の諸項を目的とする。

- 1 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
- 2 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の教育・指導について父母と教師とが互いに協力し実践するようにする。
- 3 父母と教師が一般社会の協力を促進して生徒の心身の健全な発達をはかる。
- 4 学校の教育的環境の整備をはかる。
- 5 適正な法律上の手続により私立学校に対する公費による適正な支持を確保することに協力する。

## 第三章 方 針

第三条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第四条 本会は生徒の福祉のために活動する。

第五条 本会は国及び地方公共団体及び学校法人横浜学院の適正な教育予算の充実を期するために協力する。

第六条 本会は学校の財政的維持及び教師の給与並びに生活費に関して直接責任を負うものではない。

## 第四章 会 員

第七条 本会の会員になることのできる者は学校に在籍する生徒の父母またはそれに代わる人、学校に勤務する校長及び教師とし、会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

## 第五章 会 計

第八条 本会の経費は会費及び自発的な寄附金を以て、これに当てる。

会費の額または外部の者に対し寄附を求める場合には総会にはかり承認を得なければならない。

第九条 会費は月額千円とする。

第十条 本会の資産は第二章の目的達成のため以外は使用してはならない。

第十一条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員

第十二条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 一名 父母
2. 副会長 三名 父母
3. 会計 若干名 父母及び教師
4. 監事 三名 父母
5. 顧問 若干名 教師
6. 委員 若干名 父母及び教師

役員任期は一年とする。但し引き続き重任しても差支えない。

第十三条 役員を選出及び就任は左の通り行われる。

- 1 各学級の父母より委員を若干名えらぶ。
- 2 学級委員中より一名の代表者と教師中より二名の代表者を以って選出する。
- 3 選出された候補者を役員会並びに総会に於いて承認をうける。
- 4 新たに選ばれた役員は五月の総会に於いて行われる。

## 第七章 役員資格及び任務

第十四条 役員は次の通りである。

- 1 会長は会務を統括し総会及び役員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長不在の場合にはその代理をつとめる。
- 3 顧問は本会の連絡運営に当たり、総会並びに役員会に於ける議事を記録し、各種の会合について通知する。
- 4 監事は会の運営及び会計について監査する。
- 5 会計は本会のすべての金銭の収入支出を取扱い、之を正確に記録し、総会の都度収支を報告し、総会に於いて会計監査を経て決算報告をする。
- 6 委員は会長の指示により、委員会を組織して会務を協議し、遂行し、委員の中各級若干名宛を常任委員に選ぶ。常任委員は緊急の場合会長の指示により、常任委員会を組織し原案作成その他協議をする。

第十五条 総会並びに役員会は役員都合により校長の承認を得て随時開くこととする。

第十六条 毎年次のような総会を開く。

五月総会新会員に関する報告、前年度決算、当該年度予算の審議並に年度内の諸行事の計画について協議。

四月の役員総会 次の年度の役員選出について協議。右の他臨時に、常任委員会及び役員総会を開催する。

第十七条 総会に日時場所及び議題は役員会に於いて予め之を定める。

総会の定足数は会員の五分之一とする。

決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十八条 本規約は役員会に於いて審議可決の上総会に於いて出席者の三分の二以上の同意により改定することができる。

附則 この規約は一九九九年度より施行する。